2016.12月議会質問資料 8番議員 田中紀子

(数値の出典:農林業センサス)

「農業経営体」と「農家」の概念図(数値は H27 年度の木更津市)

農業経営体

次のいずれかに該当する事業を行う者

- (1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積または栽培面積、家 畜の飼養頭羽数、その他の事業の規模が 次の外形基準以上の農業
- ① 露地野菜作付面積 15a
- ② 施設野菜栽培面積 350 mg
- ③ 果樹栽培面積
- ④ 露地花き栽培面積 10a
- ⑤ 施設花き栽培面積 250 ㎡
- ⑥ 搾乳牛飼養頭数 1頭
- ⑦ 肥育牛飼養頭数 1頭
- 8 豚飼養頭数 15 頭
- ⑨ 採卵鶏飼養羽数 150 羽
- ① ブロイラー年間出荷羽数 1000羽
- ① その他 調査期日前1年間における農産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
- (3) 農作業の受託の事業

【農家】

経営耕地面積が10a以上または経営耕地面積が10a未満であっても過去1年間の農産物販売金額15万円以上あった世帯

【販売農家】

経営耕地面積が 30a 以上または過去 1 年間の 農産物販売金額 50 万円以上あった農家

【自給的農家】

経営耕地面積が 30a 未満、かつ、過去 1 年間 の農産物販売金額が 50 万円未満の農家

【土地持ち非農家】

農業以外で耕地および耕作放棄地を合わせ て5a以上所有している世帯









